

令和３年９月２７日
文化庁著作権課

著作権法第６３条第５項に規定する文化庁長官が定める情報及び方法
（文化庁告示）（案）に関する意見募集の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和３年７月１４日から令和３年８月１３日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に係る御意見を８件いただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。
なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

分野	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 文化庁長官が定める情報について	適当であると考える。	賛成の御意見として承りました。
	今後、権利者が同時配信等の具体的な実施状況を把握するために必要な情報が明確になった場合には、放送事業者等とのバランスを考慮し、適宜見直しを行っていただきたい。	御指摘及び施行後の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討してまいります。
	放送事業者に過度な負担がかからないよう、柔軟かつ効果的なものとするを要望する。	御意見として承りました。
	放送日時は直前になって変更されることも少なくないため、公表内容については柔軟な対応を求めたい。	放送日時等の変更が生じた場合でも柔軟な対応が可能となるよう、運用面においても周知してまいります。
2. 文化庁長官が定める方法について	適当であると考える。	賛成の御意見として承りました。
	放送事業者の情報発信方法は多様化しており、状況に応じてウェブサイト以外での公表についても認めてもらいたい。	御指摘及び施行後の状況を踏まえ、必要に応じて見直し等を検討してまいります。
	今後も引き続き、提示された方法の運用を注視いただき、必要に応じて見直しを検討いただくことを期待する。	
	放送事業者に過度な負担がかからないよう、柔軟かつ効果的なものとするを要望する。	御意見として承りました。

	権利者に明確に伝わることを念頭に、より有効な手段を選択することもできるよう、表現に幅を持たせていただくことを希望する。	施行後の運用の安定性の観点からは、明確に規定することが重要であると考えております。より有効な手段等が今後明らかになりましたら、必要に応じて見直しを検討してまいります。
	より低コストかつ、より広く遍く権利者に周知することができる可能性もあることから、極力選択肢に幅を持たせた表現にして頂くことを希望する。今回は対応が難しい場合も、今後は実態に合わせて、必要に応じて随時修正のための検討が継続的に行われることを希望する。	
	例えば、各放送事業者のウェブサイトトップページに「文化庁長官が定める情報」を掲載したり、同トップページに「文化庁長官が定める情報」が掲載されている特設ページのリンクを設けたりするなど、過度な負担を生じさせることがないよう配慮しつつ、権利者の検索にかかる負担をより軽減できるように運用されることが望ましい。	御指摘を踏まえ、より効率的かつ効果的な運用が行われるよう、施行後の運用を注視してまいります。
	スマートフォン用のウェブサイトにおいても、当該情報が確認できることが望ましい。	